

使用開始日
2022年11月25日

新光ピムコ・ストラテジック・ インカム・ファンド12月号

追加型投信／内外／債券

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ ^{※2}
追加型	内外	債券	その他資産(投資信託証券 ^{※1})	年1回	グローバル(含む日本)	ファンド・オブ・ファンズ	あり(限定ヘッジ)

※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券 一般」です。

※2 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

この目論見書により行う「新光ピムコ・ストラテジック・インカム・ファンド12月号」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2022年11月9日に関東財務局長に提出しており、2022年11月25日にその効力が生じております。

■本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

■ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

■ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

■ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号
設立年月日:1985年7月1日
資本金:20億円(2022年8月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額:17兆2,571億円
(2022年8月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】

<http://www.am-one.co.jp/>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主として投資信託証券に投資し、安定的な収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 世界で発行されているさまざまな債券(デリバティブを含む)などを実質的な投資対象とし、機動的な運用を行うことにより、安定的な収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指します。

- 当ファンドはバミューダ籍外国投資信託「ピムコ・バミューダ・インカム・ファンドA クラスS(JPY)」(以下「インカム・ファンド*」)という場合があります。)円建受益証券(運用:パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー)と国内投資信託「DIAMマネーマザーファンド」受益証券(運用:アセットマネジメントOne株式会社)を投資対象とするファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。

*インカム・ファンドはバミューダ籍外国投資信託「ピムコ・バミューダ・インカム・ファンド(M)」(以下「インカム・ファンド(M)」)という場合があります。)米ドル建受益証券を通じて運用を行います。

※詳しくは後述の「PIMCOについて」および「ファンドの仕組み」をご覧ください。

- 各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、インカム・ファンドの組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

※インカム・ファンドが、償還した場合または商品の同一性が失われた場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- インカム・ファンドでは、金利変動リスクや信用リスクの低減および資産の効率的な運用に資することなどの目的で実質的にデリバティブ取引などを用いることがあります。
- インカム・ファンドへの投資に係る指図権限を、ピムコジャパンリミテッドに委託します。

PIMCOについて

PIMCO(パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー)は1971年に設立された債券運用のリーディングカンパニーであり、米国ニューポートビーチを本拠地とし、ニューヨーク、ロンドン、ミュンヘン、東京、シンガポール、シドニーなど世界の各拠点のスペシャリストたちが連携して幅広い債券をカバーしています。

ピムコジャパンリミテッドは、PIMCOグループの日本における拠点です。

2 実質的な外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。

- 投資対象とするインカム・ファンドでは原則として、外貨建資産について対円での為替ヘッジを行います。ただし、為替による収益の獲得を目指して、限定的な範囲で実質的に為替変動リスクを取る場合があります。

3 当ファンドの購入は毎年、特定の期間(原則として、毎年11月25日～12月24日)に限定されます。

- 購入申込期間は、原則として、毎年11月25日(休業日の場合は翌営業日)～12月24日(休業日の場合は前営業日)*です。

※購入申込期間の最終日がニューヨーク証券取引所の休業日の場合には当該日の購入のお申し込みの受付は行いません。

- 換金のお申し込みは当ファンドの換金申込不可日(ニューヨーク証券取引所の休業日)を除き毎営業日可能です。
- 購入価額は、決算日(毎年12月25日。休業日の場合は翌営業日)の基準価額になります。



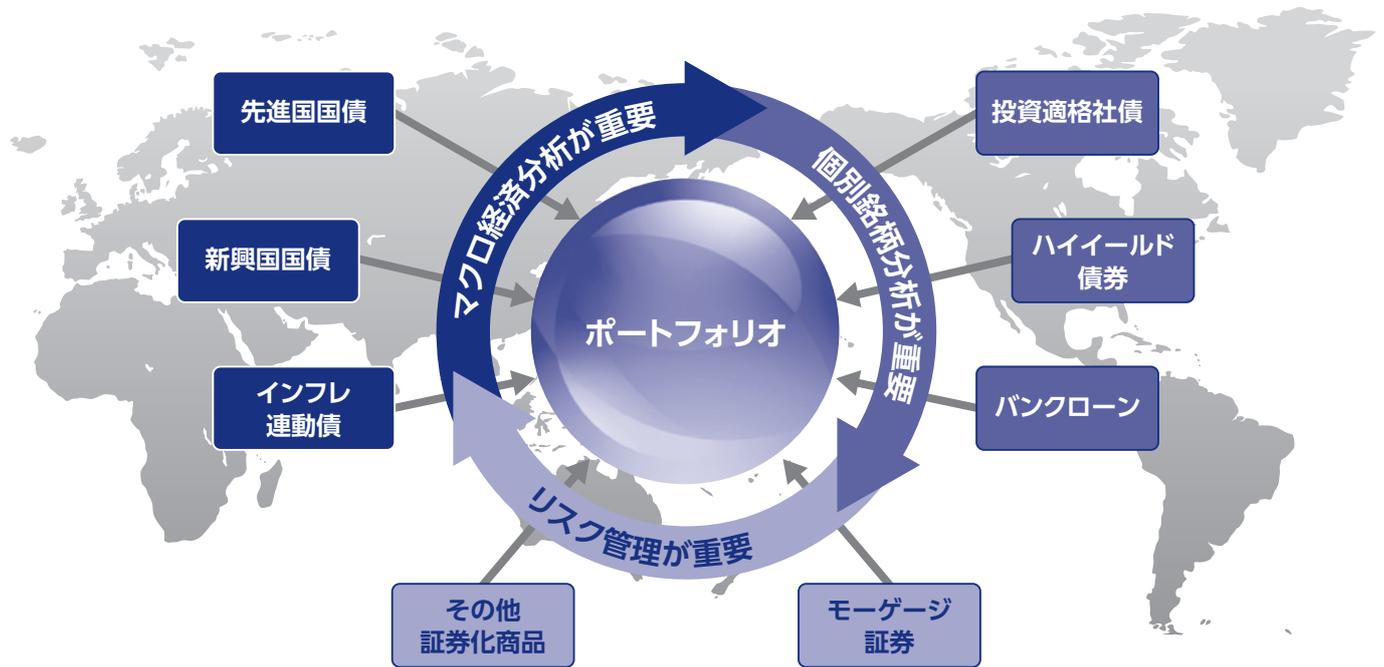
ファンドの目的・特色

当ファンドが投資対象とするインカム・ファンドは、PIMCOのストラテジック・インカム戦略を通じて、世界で発行されているさまざまな債券などに実質的に投資し、あらゆる市場局面において、最適なアロケーションを追求することにより、安定的な収益の確保を目指す運用を行います。

世界中の良質なインカムを発掘

PIMCOのストラテジック・インカム戦略では、各投資対象資産の専門チームが、国・地域、債券種別を問わず、世界中の債券市場から魅力的なインカムを発掘します。

インカム・ファンドの実質的な投資対象資産



〈ご参考〉

主な投資対象資産の概要

	特徴
先進国国債	先進国の政府が発行する債券。一般に信用力が高く、流動性も高いものが多い。信用力が高い分、相対的に利回りは低いものが多い。
新興国国債	新興国の政府が発行する債券。先進国国債に比べて信用リスクが高くなる分、相対的に利回りが高いものが多い。
インフレ連動債	一般に、物価上昇率に合わせて債券の元本が調整される債券。
投資適格社債	企業が発行する信用格付けがBBB格相当以上の債券。
ハイイールド債券	企業が発行する信用格付けがBB格相当以下の債券。投資適格社債に比べて信用リスクが高くなる分、相対的に利回りが高いものが多い。
バンクローン	銀行などの金融機関が、事業会社などに対して行う貸付債権。一般に変動金利で担保がついているのが特徴。
モーゲージ証券	住宅ローンなどを担保として発行される証券化商品の1つで、発行体によって政府系モーゲージ証券と非政府系モーゲージ証券に分けられる。政府系モーゲージ証券は、相対的に信用格付けが高い固定金利のものが多い一方、非政府系モーゲージ証券は、変動金利のものが多いという特徴がある。
その他証券化商品	モーゲージ証券以外にも、自動車ローンやリース債権などを担保とする資産担保証券 (ABS) や賃貸マンションやオフィスビルなどの商業用不動産ローンを担保とする商業用不動産担保証券 (CMBS) がある。

上記の図・表は、投資対象資産の種類に関する事項のすべてを表しているものではありません。また、上記のすべてをポートフォリオに組み入れることを示唆・保証するものではありません。

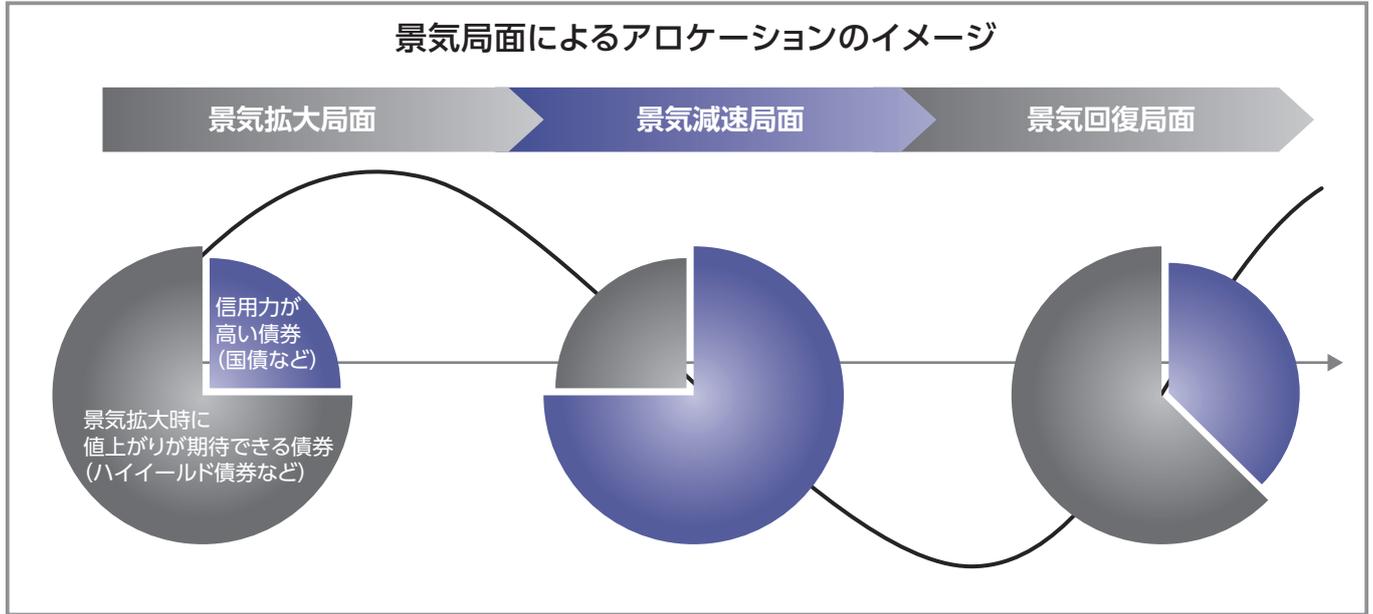
資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

市場環境に応じ最適なアロケーションを追求

PIMCOのストラテジック・インカム戦略は、徹底した市場環境分析と銘柄選択に基づき、アロケーションを機動的に組み換えることによって、あらゆる市場局面において、安定的な収益の確保を目指します。

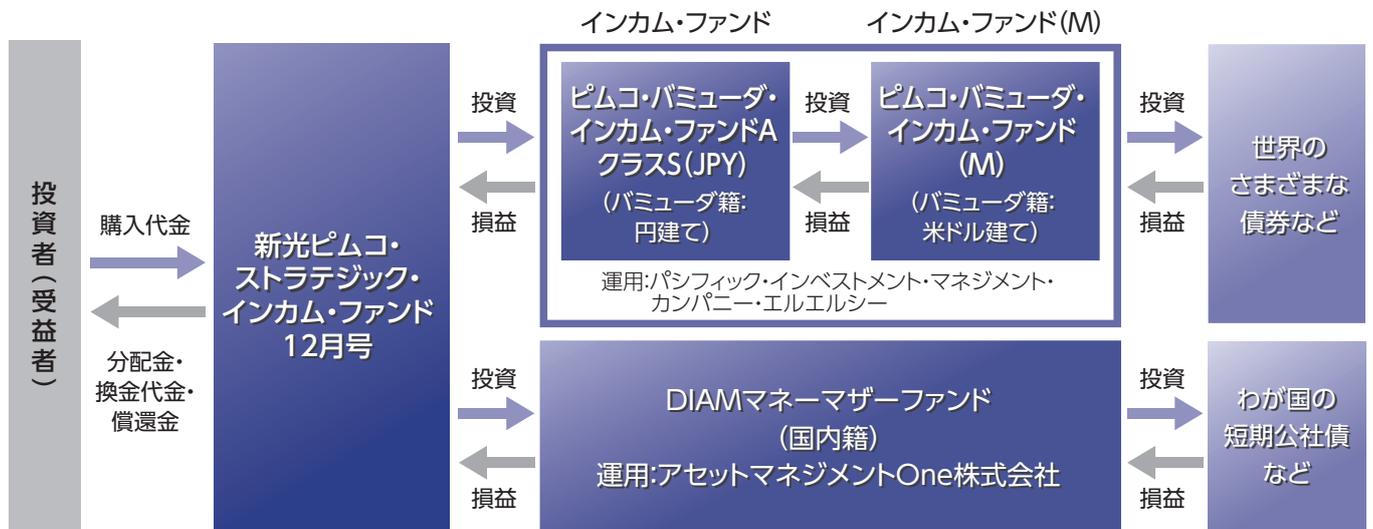


上記はイメージであり、実際のアロケーションの変更を示唆・保証するものではありません。投資環境などによっては、このイメージとは異なったアロケーションが行われる場合があります。

■ ファンドの仕組み

当ファンドの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことで、一般に投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組み入れて運用する仕組みを「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。





ファンドの目的・特色

■ 主な投資制限

ファンドの投資制限	投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外には投資を行いません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

■ 分配方針

原則として、年1回(毎年12月25日。休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、収益の分配を行います。

- ◆ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。
- ◆ 分配金額は、基準価額水準や市況動向などを勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ◆ 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

当ファンドの分配について

当ファンドは、決算日に分配前の基準価額*が10,000円を超過している場合は、基準価額が10,000円を下回らない範囲で分配を行います。ただし、分配前の基準価額が10,000円を下回っている場合は分配を行いません。

*1万口当たりの基準価額(以下同じ。)

※運用状況により分配金額は変動します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。また、分配前の基準価額が10,000円を超過している場合であっても、超過額が少額である場合は、分配を行わないことがあります。



ファンドの目的・特色

追加的記載事項

■当ファンドが投資する投資信託証券の概要は、以下のとおりです。

ファンド名	ピムコ・バミューダ・インカム・ファンドA クラスS(JPY)
形態	バミューダ籍外国投資信託/円建受益証券
運用方針	「ピムコ・バミューダ・インカム・ファンド(M)」を通じて、世界のさまざまな債券などに投資を行い、市場環境に合わせて機動的に投資比率を変更することで長期的な収益の獲得およびインカム収益の最大化を目指します。また、原則として、米ドル売り円買いの為替ヘッジを行います。為替による収益の獲得を目指して、総資産の10%の範囲で実質的に為替ヘッジを行わない場合があります。
主な投資制限	①ポートフォリオの実質的なデュレーションは原則0年～8年の間とします。 ②非投資適格債券への実質投資割合は総資産の50%以内とします。ただし、資産担保証券およびモーゲージ証券についてはこの限りではありません。 ③新興国債券への実質投資割合は総資産の20%以内とします。 ④流動性に欠ける資産への実質投資割合は総資産の15%以内とします。
決算日	毎年10月31日
関係法人	受託会社:メイプルズ・トラスティ・サービシーズ(バミューダ)リミテッド 投資顧問会社:パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー 管理事務代行会社:ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー 兼保管受託銀行
信託報酬等	かかりません。
その他の費用・手数料	有価証券の売買手数料などがかかります。
収益分配方針	原則として、毎月、分配を行います。
運用開始日	2014年10月27日

※上記の投資信託証券については、申込手数料はかかりません。

※上記の概要は、投資信託証券の内容を要約したものであり、そのすべてではありません。また、概要は2022年11月9日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

ファンド名	DIAMマネーマザーファンド
形態	国内籍投資信託(親投資信託)/円建受益証券
主要投資対象	国内発行体の公社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券ならびにCD、CP、コールローン等の国内短期金融資産を主要投資対象とします。
投資態度	①国内の国債、政府保証債、政府機関債、地方債等のほか、取得時において主要格付機関 ^(*) の長期発行体格付(複数の格付機関が付与している場合は高い方の格付)がAA-格相当以上の社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券、さらに、国内格付機関の短期格付がa-1格相当以上のCD、CPを主要投資対象とします。 (*)主要格付機関とは、R&I、JCR、Moody's、S&Pとします。 ②国債および政府保証債を除き、原則として、ファンドの元本総額に対する1発行体当たりの有価証券の額面総額の割合は5%以内とします。 ③ポートフォリオ全体の修正デュレーションは1年未満を基本として運用します。
運用会社(委託会社)	アセットマネジメントOne株式会社
信託報酬	ありません。

○DIAMマネーマザーファンドの主な投資制限については、請求目論見書に記載しております。



投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

信用 リスク

公社債などの格付けの引き下げ等は、基準価額の下落要因となります。

公社債などの信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該公社債などの価格は下落し、時には無価値になることもあります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、当ファンドはハイイールド債券やバンクローンなどの格付けが低い債券などにも実質的に投資することから、投資適格の債券のみに投資する場合よりも相対的に信用リスクは高くなる場合があります。

金利変動 リスク

金利の上昇(公社債の価格の下落)は、基準価額の下落要因となります。

公社債などの価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債などの価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。当ファンドは、実質的にデリバティブ取引などによって金利変動への対応を行いますが、想定した金利変動が起こらなかった場合などには、当ファンドの基準価額の上昇の抑制または下落の要因となります。

流動性 リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

カントリー リスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

一般に新興国市場は、先進国市場に比べて規模が小さく、流動性も低く、金融インフラが未発達であり、さまざまな地政学的問題を抱えていることから、カントリーリスクはより高くなる可能性があります。



投資リスク

為替変動 リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。なお、当ファンドでは外国投資信託を通じて、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではないほか、為替による収益の獲得を目指して、限定的な範囲において実質的に為替変動リスクを排除しない場合があります。また、為替ヘッジを行う場合、外貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかります。外貨よりも円の金利が低い場合は、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

デリバティブ 取引に関する リスク

組入れた外国投資信託におけるデリバティブ取引は、基準価額に影響を及ぼす場合があります。

当ファンドが組み入れる外国投資信託では、デリバティブ取引を行う場合があります。取引の内容によっては、価格変動の基礎となる資産(原資産)以上の値動きをすることがあるため、当ファンドの基準価額が下落する場合があります。

特定の投資 信託証券に 投資する リスク

組入れる投資信託証券の運用成果の影響を大きく受けます。

当ファンドが組み入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、当ファンドの運用成果に大きな影響を及ぼします。また、外国投資信託を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



投資リスク

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



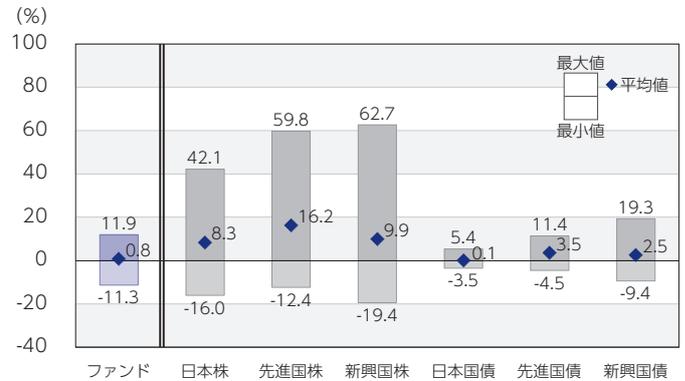
投資リスク

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数 (TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村証券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス (除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

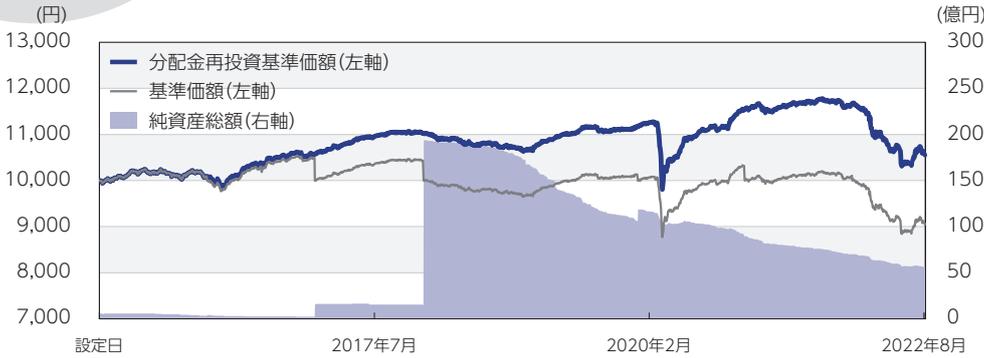
(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



運用実績

データの基準日:2022年8月31日

基準価額・純資産の推移 《2014年12月25日～2022年8月31日》



分配の推移(税引前)

2017年12月	420円
2018年12月	0円
2019年12月	145円
2020年12月	330円
2021年12月	100円
設定来累計	1,565円

※分配金は1万口当たりです。

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2014年12月25日)

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	ピムコ・バミューダ・インカム・ファンドA クラスS(JPY)	98.19
2	DIAMマネーマザーファンド	0.01

■ピムコ・バミューダ・インカム・ファンド(M) (2022年8月31日現在)

※ピムコジャパンリミテッドからの情報を基に作成しています。新光ピムコ・ストラテジック・インカム・ファンド12月号は、ピムコ・バミューダ・インカム・ファンドA クラスS(JPY)を通じて、ピムコ・バミューダ・インカム・ファンド(M)に投資しています。

※比率(%)は、ピムコ・バミューダ・インカム・ファンド(M)のネット・ポジション(現物資産とデリバティブによる実質的な買いポジションから実質的な売りポジションを控除したポジション)に対する割合です。

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	クーポン(%)	償還日	種類	通貨	比率(%)
1	FNMA TBA 3.5% OCT 30YR	3.50	2052/10/13	モーゲージ証券(政府系)	米ドル	6.2
2	GNMA II TBA 4.0% SEP 30YR JMBO	4.00	2052/9/21	モーゲージ証券(政府系)	米ドル	4.6
3	GNMA II TBA 3.0% SEP 30YR JMBO	3.00	2052/9/21	モーゲージ証券(政府系)	米ドル	2.7
4	FNMA TBA 3.0% OCT 30YR	3.00	2052/10/13	モーゲージ証券(政府系)	米ドル	1.9
5	GNMA II TBA 3.0% OCT 30YR JMBO	3.00	2052/10/20	モーゲージ証券(政府系)	米ドル	1.4
6	US TREASURY INFLATE PROT BD	0.25	2029/7/15	米国国債	米ドル	1.2
7	FNMA TBA 4.0% NOV 30YR	4.00	2052/11/14	モーゲージ証券(政府系)	米ドル	1.1
8	SOUTH AFRICA (REP) BD SER R186	10.50	2026/12/21	新興国国債(社債含む)	南アフリカランド	1.1
9	IHEARTCOMMUNICATIONS INC TL B 1L USD	5.52	2026/5/1	バンクローン	米ドル	1.1
10	FNMA TBA 2.5% SEP 30YR	2.50	2052/9/14	モーゲージ証券(政府系)	米ドル	1.0

■DIAMマネーマザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	426回 利付国庫債券(2年)	国債証券	日本	0.005	2023/7/1	16.79
2	424回 利付国庫債券(2年)	国債証券	日本	0.005	2023/5/1	16.79
3	418回 利付国庫債券(2年)	国債証券	日本	0.1	2022/11/1	16.78
4	416回 利付国庫債券(2年)	国債証券	日本	0.1	2022/9/1	16.77
5	419回 利付国庫債券(2年)	国債証券	日本	0.1	2022/12/1	8.39

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

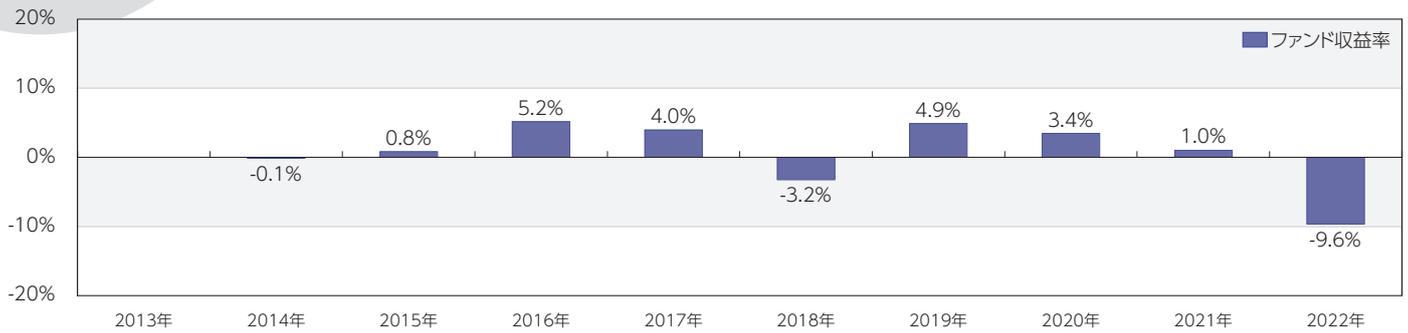
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



運用実績

データの基準日:2022年8月31日

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2014年は設定日から年末までの収益率、および2022年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はいくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



手続・手数料等

お申込みメモ

購入の申込期間	2022年11月25日から2022年12月23日まで ※当ファンドは原則として、毎年11月25日(休業日の場合は翌営業日)から12月24日(休業日の場合は前営業日)までが購入の申込期間となります。
購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	決算日(毎年12月25日。休業日の場合は翌営業日)の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までに販売会社が受けたものを当日分のお申込みとします。 (注)購入につきましては、申込最終日の午後3時以降の受付は行いません。
購入・換金申込不可日	以下に該当する日には、換金のお申込みの受付を行いません。また、購入の申込期間の最終日が以下に該当する日の場合には当該日の購入のお申込みの受付を行いません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受けた購入・換金のお申込みを取り消す場合があります。
信託期間	2024年12月25日まで(2014年12月25日設定)
繰上償還	当ファンドが主要投資対象とするインカム・ファンドが償還した場合または以下に掲げる事項の変更により商品の同一性が失われた場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)させます。 ・インカム・ファンドの主要投資対象が変更となる場合 ・インカム・ファンドの取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合 次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・受益権の総口数が30億口を下回った場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年12月25日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	3,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(http://www.am-one.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用													
購入時手数料	購入価額に、 1.65%(税抜1.5%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。												
信託財産留保額	ありません。												
投資者が信託財産で間接的に負担する費用													
運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.738%(税抜1.58%) 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>内訳(税抜)</th> <th>主な役務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率0.95%</td> <td>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.60%</td> <td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.03%</td> <td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>※委託会社の信託報酬には、インカム・ファンドへの投資の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社(ピムコジャパンリミテッド)に対する報酬(当ファンドの信託財産の純資産総額に対して年率0.6%(税抜))が含まれます。</p>	支払先	内訳(税抜)	主な役務	委託会社	年率0.95%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	販売会社	年率0.60%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託会社	年率0.03%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
	支払先	内訳(税抜)	主な役務										
委託会社	年率0.95%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価											
販売会社	年率0.60%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価											
受託会社	年率0.03%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価											
投資対象とする 外国投資信託	<p>直接の投資運用会社報酬などはありません。 ※ただし、当ファンドの委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社が受ける報酬から、当ファンドの投資顧問会社であるピムコジャパンリミテッドに投資顧問報酬が支払われます。そして、その投資顧問報酬から、インカム・ファンドの投資運用会社などへの報酬が支払われます。</p>												
	<p>実質的な負担 ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.738%(税抜1.58%)</p>												
その他の 費用・手数料	<p>その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 <p>監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。 ※投資対象とするインカム・ファンドにおいては、有価証券などの売買手数料などがかります。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>												

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。



手続・手数料等

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2022年8月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

